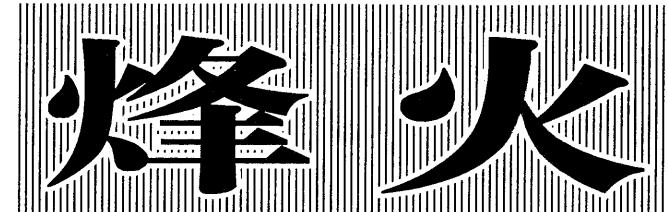


国際帝国主義の侵略反革命・第三世界支配を粉碎し、全世界の帝国主義を打倒せよ！世界プロレタリア革命・世界プロレタリア独裁・共産主義を実現する新しいインターナショナル（世界単一党）を国際階級闘争の最前線に創建せよ！

春闘アピールP2~13
沖縄アピールP14~16
日韓漁業協定の破棄を
彈劾するP8
30兆円銀行支援策批判P9~10

1998年
3月1日
第512号
編集発行人 海路 薫
一部 300円



共産主義者同盟（全国委員会）

■ 大阪戦旗社 大阪市北区本庄西2-8-19
明豊ビル401号 大労協内
TEL(06)371-3706
○郵便振替 00930-0-63333
○銀行口座 第一勵銀 551-1058150

新ガイドライン安保と対決し、核兵器使用を公言する

米帝のイラク侵略戦争を許さない

労基法改悪案の国会工程弾劾



3・15日本連総会へ

全國のたたかう労働者人民の皆さん！米帝によるイラク侵略戦争の危機が切迫している。クリントン政権は、イラクのフセイン政権が国連大量破壊兵器廃棄特別委員会（UNSCOM）による無条件検査を拒否していることを理由に、三万人を越える兵力を中東地域に集結し、イラクへの大爆撃を行おうとしている。そして、米帝はこのイラク侵略戦争において、核兵器を使用する可能性すら公言した（二月一日・コーベン米国防長官）。二月二〇日からイラクを訪問しているアナン国連事務総長とフセイン政権の間で外交的解決ための努力がなされているが、情勢はまったく予断を許さない状況になっている（二月二三日現在）。

われわれは、この米帝によるイラクへの侵略戦争策動を厳しく弾劾する。米帝の目的は、反抗するフセイン政権に大打撃を与えることによって、湾岸地域における原油資源への米帝の支配権を再強化することにあるのだ。しかし、湾岸戦争時とは違い、米帝は圧倒的に孤立している。アラブ諸国のはほとんどは米帝の戦争発動に反対し、米帝の侵略戦争に参戦する国や自国領土内からの米軍の出撃を承認している国は一つも存在しない。国連安保理常任理事国でも、フランス・ロシア・中国が米帝に反対し、米帝はイラク侵略戦争を正当化するための安保理の決議を何ら獲得することができなかつた。米帝のイラク侵略戦争は、国際法上も一切の根拠を持たない不法な蛮行に他ならない。

にもかかわらず、米帝はあたかも自らが世界を代表してフセイン政権に制裁を加える権利があるかのようにふるまい、英帝を従えてイラク侵略戦争を突き進もうとしている。日帝・橋本政権はこのような米帝のイラク侵略戦争を全面的に支持する態度を明確にした。すでに横須賀を母港とする米空母・インディペンデンスがペルシャ湾に派遣され、沖縄をはじめとする全国の米軍基地で軍事演習が強化されている。このもとで、日米軍事同盟を全世界へと拡大した新ガイドライン安保が一挙に実質化されていこうとしている。日帝は、軍隊こそ派遣していないが、イラク侵略戦争の事実上の参戦国である。全国のたたかう労働者人民は、アラブ人民に連帯して、米帝のイラク侵略戦争に断固として反対し、日帝の参戦を粉碎するためにたたかい抜かねばならない。

98年春闘アピール

労働基準法改悪を粉碎する 階級的労働運動の大前進を

資本による賃金切下げと春闘解体攻撃のなかで、全国各地で労働者の生活と権利を防衛するための九八春闘がたたか抜かれている。このたなかで、日帝・橋本政権は二月一〇日、ついに労基法改悪法案を国会に上程した。九八春闘をたたかいつつ、総力をあげて労基法改悪を阻止するために決起しなければならない。

資本の攻勢撃つ

★ 反撃を組織せよ

労働者にとって、九八春闘をとりまく情勢はきわめて厳しい。アジア経済危機に直撃された日本帝国主義は、帝国主義間抗争の激化の中で自らの帝国主義としての存立基盤そのものを搖るがす危機に直面している。このような中で、九八年に入っても景気は低迷し、消費は落ち込み続けている。九七年平均の完全失業率も、過去最高であった九六年と同率になっている。

日経連は、春闘対策方針として毎年一月に提出する労働問題研究委員会報告において、「構造改革の実現がなければ二一世紀における日本経済社会の発展の展望はない、もはや時間はない」と危機意識をあらわにし、「構造改革の過程で、景気の一時的な下降は避けられないことを覚悟すべし」と主張している。日帝・ブルジョアジーは、金融改革をはじめとする構造改革により、中小資本の淘汰と国際競争力のある大独占資本の強化をすすめ、労働者人民に対する搾取・収奪の強化によってこの危機をのりきろうとしているのだ。さらに雇用問題に関し、この構造改革が企業倒産と人減らし合理化を不可避免のことから、雇用の柔軟化、流動化の重要性を主張し、それを法的に推進すべく労基法改悪を示される労働法制の規制緩和を急ピッチですすめようとしている。日帝・ブルジョアジーは、企業リストラなどにより発生する失業・半失業者を、資本がいつでも好きな時に雇用できる不安定雇用労働者・低賃金労働者として一举

に再編成しようとしているのである。

これらを前提として、日経連は九八春闘にあたって「構造改革春闘」を主張し、「自社型賃金決定」「総額人件費管理」「能力・成果主義賃金システムの導入」を掲げている。それは、労働者保護の根幹をなす集団的労使関係、労働者との労働条件に関する労使交渉を形骸化させ、「新時代の日本の経営」がめざす個人待遇型の賃金決定方式へと春闘を解体しようとするものである。そして賃上げ額については、「国内の平均賃金上昇率を実質生産性上昇率の範囲内におさめることが重要であり、その見地からすれば賃上げの余地はない、支払い余力のある企業にあっても、まず雇用の維持を最大限はかるべし……」とし、六年連続での「ベアゼロ」を主張している。しかし同じ労問研報告で、日経連は構造改革にともなって失業者が増大し、雇用問題が深刻化することを認めていた。まさにそれは、自ら雇用問題を深刻化させながら、それを理由にして賃金の抑制・切下げを要求するという盗人だけらしい主張に他ならない。

労働者にとって、九八春闘において生活できるだけの賃上げを獲得することはこれまでにも増して切実な課題である。昨年四月には消費税率の五%への引き上げが行われた。九月には医療費の患者負担増が行われ、本来国が責任とするべき高齢者の介護を個人責任とする介護保険法なども成立した。さらには年金支給年令の引き上げ、支給額の半減などがもくろまれている。まさに社会福祉・社会保障の公的性を骨抜きにし、これらを資本の利潤追求の市場とし、社会福祉・社会保障を金で買取らねばならない商品にしようとしているのである。この結果、労働者はまともな老後保障もされず、貧しい者は死ぬ以外にはないという事態が生みだされてきている。日経連による春闘解体や賃金抑制・切下げ攻撃を打ち砕き、大幅な賃上げを獲得するためにたたかい抜かねばならない。

★ 労基法の改悪を

九八春闘における先進的労働者の第一の任務は、日帝・橋本政権による労基法改悪を労働運動の総力を結集して阻止することにある。一月二六日の中央労働基準審議会による「労基法改正要綱案」の答申にもとづき、二月一〇日には労基法改悪法案を閣議決定し、ただちに国会に上程した。日帝・橋本政権は、何としても六月までの今通常国会において労基法改悪法案の成立を強行しようとしている。「労基法改悪NO! 九八春全国キャラバン行動」をはじめとして、労基法改悪法案を廃案においていこむ全労働者のたたかいを地域、職場でつくりあげていかねばならない。

労基法改悪法案は、日帝ブルジョアジーの要

求にもとづき、労働者に不安定雇用と賃金切下げ・劣悪な労働条件を強制し、これまで労働者がたたかい取つてきた諸権利を根こそぎはぐ奪しようとする許すまじき法案である。この法案では、まずこれまで研究開発など一の専門業種に限られた裁量労働制の対象を事実上ホワイトカラー労働者全般にまで拡大することがもくろまれている。これによって、横行するサービス残業を合法化し、労働者にとめどない長時間のただ働きを強制しようとしているのだ。そして変形労働時間制の単位期間が三ヵ月を越える場合について、労働時間の上限規制を一日九時間／週四八時間から、一日一〇時間／週五二時間に緩和することがもくろまれている。これによつて、残業賃金を払わずに忙しい時に労働者を集中して働かすことが可能となるのである。また一年に限られた有期雇用契約の上限を新商品の研究・開発や期間を定めておこなうプロジェクト業務などについては、三年まで延長することがもくろまれている。これによつて、正規雇用労働者を有期雇用労働者に置きかえ、人件費の大額な削減を行うとともに、三年たてば労働者を自由に解雇できるようにしようとしているのだ。

他方で、労働運動の側が強く要求してきた残業の上限規制については、労働大臣が基準を定めることができるものではない。このようないくつかの労働条件を何ら改善するものではない。これでは使用者が基準に違反したとしても処罰されることはなく、サービス残業も含めて長時間労働に苦しむ労働者の労働条件を何ら改善するものではない。このようないくつかの労働基準法の改悪を許すならば、労働者が長いたたかいの中で獲得してきた八時間労働制は空洞化され、ただでさえ過酷な日本の労働者の長時間労働の常態化とただ働きの拡大を生みだすだけである。

このような労基法改悪の動きに対し、昨秋一一月二七日の日比谷集会の成功をはじめとして全国各地の労働者、労働組合の反撃のたたかいが開始されている。二月から三月にかけての各地での街頭情宣や、職場での学習活動を踏まえ、四月には「労働法改悪NO!・九八春全国キャラバン行動」が組織される。この全国キャラバン行動は、左派労働組合を中心にして連合系や全労連系労組をも巻き込み、北海道と沖縄を出发点にして労基局交渉や集会を全国各地で連続しておこない、四月二二日に東京で大集会を行うというものである。全ての先進的労働者、労働組合はこの全国キャラバンの成功にむけて奮闘しなければならない。

このたたかいの過程で先進的労働者は、労基法改悪が資本主義の世界的な危機に規定され、全世界で同時的にうちおろされている攻撃であることを鮮明としていかなければならない。これに對して、韓国では労働法制の改悪に反対するたたかいが高揚し、フランスやドイツでも社

会福祉制度と労働者保護制度の改悪に反対する労働者のたたかいが拡大している。そして、港澳労働者の荷役業務の規制緩和に反対する国際的に連携したたかいをはじめとして、各國の労働者の共同のたたかいもまた開始されている。先進的労働者は、こうした動きをさらに促進し、全世界の労働者と結合してたたかいにくことの重要性を訴えていかなければならない。この労働法制の改悪に対する一国におけるたたかいの敗北は他の国のかたかいを困難にするとともに、一国における勝利は他の国のかたかいをも大きく前進させることができるのである。

先進的労働者の第一の任務は、日帝ブルジョアジーの低賃金攻撃、春闘解体攻撃を許さず、すべての労働者の大幅賃上げ、労働条件改善にむけてたたかい抜き、この過程で労働組合の強化、未組織の組織化を強めていくことにある。前述したように、日経連は「ベア・ゼロ」を主張し、賃金相場に大きな影響力をもつ金属労協は時短を重視して賃上げ闘争を骨抜きにしようとしている。このようなかで、大幅賃上げをかかげてたたかうことは決定的に重要である。これまでの春闘は本工主義や組合主義の弊害から自由でなかったとはい、労働者が産業別に、同一時期に、同一要求を掲げて、同一戦術で団結してたたかうことを通して組織労働者の賃金・労働条件をひきあげるとともに、未組織労働者の労働条件改善にも結果として貢献してきた。しかしながら「隔年春闘」などは、このような春闘の果たしてきた社会的役割を解体し、個別交渉方式によって労働者を企業ごとに分断することによって、労働者に低賃金と労働条件の悪化をもたらすものである。われわれは、このようないくつかの労働条件改善と大幅賃上げ、権利擁護を掲げ、九八春闘の勝利に向かってたたかい抜かなければならぬ。

それのみならず、不況を口実とした首切り、賃金未払い、さらには労基法違反などのたたかいを強化していかねばならない。とりわけこれらへの攻撃は、労組をもたない不安定雇用労働者や社会の最低辺で苦闘する滞日外国人労働者を直撃する。先進的労働者は、九八春闘において自らの労働条件改善に向けてたたかうだけではなく、このような未組織労働者の権利擁護に向け、労働相談活動などを強めるとともに、困難はあるが彼ら彼女らの労組への組織化のたたかいを強化していかなければならない。

帝国主義による世界支配の強化に対する労働者階級の国際的な反撃戦もまた、社会主義に向かってたたかいと結合することによって、帝国主義・帝国主義の打倒と社会主義世界の実現に向けた国際的な労働者階級のたたかいへと発展する。この二つのたたかいを要とする階級形成戦の大衆的前進を基礎にして、日本における階級的労働運動の前進を実現していかねばならない。これらを踏まえ、九八春闘勝利、労基法改悪阻止に向け総力でたたかう。

アジア労働運動 と結合し闘おつ

先進的労働者の第三の任務は、規制緩和・行

労基法改悪を阻止せよ 奴隸労働の強制許すな

変形労働時間制

裁量労働制

変形労働時間制とは、資本の都合で忙しい時期には労働者の休みを減らし、一日の労働時間を延長して働くことができ、暇な時には休みを増やす、一日の労働時間を短縮することができる制度である。そして、一日の労働時間が八時間を超える日があっても、一定期間の平均で一日の労働時間が八時間を超えない場合は、最も長い一年単位の変形労働時間制が認められているが、その場合の労働時間の上限は一日九時間、週四八時間とされている。労基法改悪案では、三ヶ月を越える変形労働時間制についての労働時間の上限規制を緩和し、一日一〇時間、週五一時間まで働くことができるよう

裁量労働制とは、使用者が指示した仕事を達成するために、自分の判断で仕事をやり方や労働時間の使い方を決めることができる制度だとされている。そして、この裁量労働については、労資協定で八時間の仕事と決めたならば、それ以上の時間働いても八時間しか働いていないとみなされ、残業賃金を払わなくても良いというものである。現在、裁量労働制を適用できる対象は、研究開発など一業種に限定されている。労基法改悪案では、この対象業種を拡大し、ほぼ全ホワイトカラー労働者に適用できるよう改悪しようとしているのである。

資本の側は、この制度によって労働者は自分の裁量で自由に仕事ができるようになり、労働

に改悪しようとしているのである。

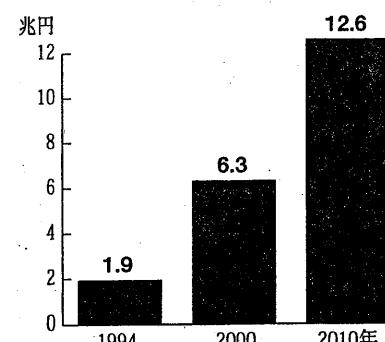
この変形労働時間制によって、資本の側は忙しい時期には残業賃金を払うことなしに労働者を八時間を超えて働くことができる。また、一日一ヶ月単位の変形労働時間制については、一日や一週間の労働時間の上限は現在でも規制されていない。まさに変形労働時間制とは、ただ働きを強制し、残業賃金の大幅な削減を行うことができるという、資本の側にのみ都合の良い制度なのだ。すでにこれが導入されている職場では、勤務と勤務の間に三~四時間の「中休」を入れて、最長で一六時間も拘束する勤務が強制されており、ただ働きのみならず、労働者の命と健康を脅かす事態も生みだされている。

橋本政権は一月一〇日、多くの労働者の反対をおしきって、ついに労基法改悪案を国会に上程した。それは、裁量労働制の拡大、変形労働時間制の拡大、有期雇用契約の上限の延長を中心として、これまで労働者がたたかい取ってきた諸権利をはく奪し、不安定雇用と低賃金、劣悪な労働条件を強制しようとする許すまじき法案である。これと並行して、労働者派遣事業の対象業務の原則自由化も推進されている。このような労働法制改悪が実施されるならば、不安定雇用労働者が全労働者の三割になるという試算でも資本は人件費を約三〇兆円（総人件費の一割）削減でき、六割になると約六〇兆円（総人件費の二割）削減することができる。まさに労働者の生活を徹底して破壊することで、資本はコスト削減をばかり、巨大な利益を確保しようとしているのだ。労基法一労働法制改悪阻止に向けて、全労働者の総決起を組織していかなければならない。

政府のすすめる労働法制改悪の主な内容

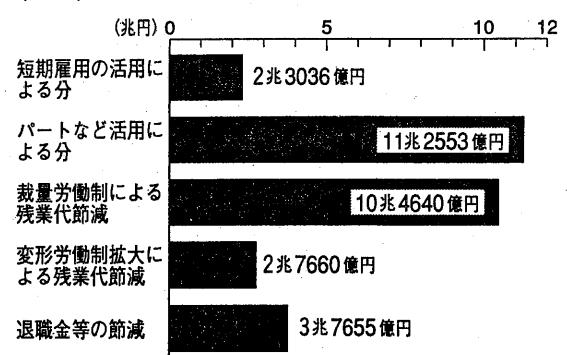
	裁量労働制	1年単位の変形労働制	時間外労働の規制	労働契約期間	いっせい休憩	労働者派遣
改悪案	企画、立案、調査などをホワイトカラーワーク労働者に対象を拡大	所定労働時間の限度を1日10時間、週52時間とする	上限を定める根拠を設定。労使協定は基準に適合させる	新製品の開発などに携わる人の確保は上限を3年とする	いっせい休憩に代えて労使協定の定めにより与える	対象業務を原則自由化
現行法	研究開発、記事の取材・編集など11業務に限定	限度時間は1日9時間、1週15時間、月45時間、年360時間など	目安指針で	原則として1年を超えない	いっせいに休憩を与える	研究開発、通訳、秘書など26業務に限定

<図2> 人材関連市場の伸び



(注) 産業構造審議会総合部会基本問題小委員会報告から作成

<図1> 労働法制改悪で30兆円の超過榨取



（『労働運動』2月号から作成）

政府や資本の側は、労基法の改悪について、「労働者が自分の裁量で仕事ができるようになり（裁量労働制の拡大）、価値観の多様化とともに違う自由な働き方ができるようになる（有期雇用契約の上限延長、労働者派遣事業の原則自由化）」などとあたかも労働者の利益になるかのように言う。だが、それがどれほど厚顔なウソなのかは明らかである。資本の側が狙っていることは、日経連が提唱した「新時代の日本の経営」がはっきりと示しているように、圧倒的多数の労働者を不安定雇用労働者に再編成し、これまでの終身雇用・年功序列賃金を解体しつくし、賃金と労働条件を一挙に切りさげることにある。そうすることで、資本の側は巨大な利益を確保し、激化する帝国主義間抗争のなかで有利な位置を確保していくとしているのだ。

労基法の改悪によって、労働者はますます不安定雇用と低賃金・劣悪な労働条件を強制されるだけである。労働者の諸権利、

労働者に犠牲集中する 不安定雇用と長時間の

労働者派遣事業

有期雇用契約

資本と労働者の間の雇用契約とは、本来期間の定めのないものであり、資本の側が労働者を解雇する時には一定の用件を満たす必要があることが不十分ではあっても労基法に規定されており。有期雇用契約とはこれとは違い、あらかじめ期間を限定した雇用契約で、現在、一年を上限として認められているものである。労基法改悪案では、この上限を三年にまで延長しようとする改悪がもくろまれている。

これによって、資本の側は正規雇用労働者の多くを有期雇用労働者に置き変えていくことが可能になる。有期雇用労働者の賃金は多くても正規雇用労働者の六割程度であり、資本の側は大幅に人件費を削減できるだけではなく、三年

労働者派遣事業とは、労働者を他の会社に派遣してその賃金を引くはねする事業であり、一九八五年に労働者派遣法が制定されるまでは犯罪として取り締まりの対象であった。現在でも労働者派遣事業の対象は二六業務に限定されている。労基法改悪と並行して、この対象を原則自由化し、野放しにしようとする動きが政府によつて推進されている。

派遣労働者の労働条件は、きわめて劣悪なものである。多くの場合、賃金は時給で八〇〇円前後、退職金は無く、年末一時金もわずか一円前後である。派遣労働者は、賃金や一時金が低いだけではなく、派遣先の会社からいつ「もう来なくてよい」と言われるかわからない不安

生活と命を防衛するために、労基法の改悪を何としても阻止しなければならない。そして、増大する不安定雇用労働者を組織して設定し、階級的労働運動の新たな前進を切りひらいていかねばならない。

進行する労働分野における規制緩和―労働法改悪は、決してわが国の現象ではない。激化する帝国主義間抗争のなかで各帝国主義は新自由主義政策を唱えて規制緩和―労働法改悪を推進し、それはアジア経済危機のなかでアジア各国にますます厳しく強制されていこうとしている。これと対決し、労働運動における国際的な共同の反撃を組織していくことが要請されている。現在は、国際主義に立脚した労働運動をアジア規模で建設していくための絶好の機会である。

労基法改悪阻止に向けて全国各地でたたかいを組織し、労働運動の総力をあげた決戦に突き進もうではないか。

雇用形態	対象	賃金	賞与	退職金・年金	昇進・昇格	福利施設
長期蓄積能力活用型グループ	期間の定めのない雇用契約	管理職・総合職・技能部門の基幹職	月給制か年俸制、職能給、昇給制度	定率+業績スライド	ボイント制	生涯総合施策
高度専門能力活用型グループ	有期雇用契約	専門部門(企画、営業、研究開発等)	年俸制業績給昇給なし	成果分配	なし	業績評価
雇用柔軟型グループ	有期雇用契約	一般職技能部門販売部門	時間給制職務給昇格なし	定率	なし	上位職務への転換

日経連「新時代の『日本の経営』」から

たてば自由に労働者を解雇（雇い止め）することができるようになる。そして労働者の側は、雇用契約を更新してもらうために、どれほど不満があつても反抗できず、資本に隸属していくことをします強制されるようになる。

有期雇用契約は、これまでパートやアルバイトの労働者が主要な対象であったが、契約スチュードス制度を導入した航空会社をはじめとして、これまでの正規雇用労働者を有期雇用労働者に置き変えていく動きがすでに多くの産業で進行している。労基法改悪案は、この動きを一挙に促進し、労働者をますます低賃金と劣悪な労働条件を強制された使い捨て労働力へとおどしこめていこうとするものである。

名護・海上ヘリ基地建設阻止に向けた沖縄人民の闘争は、昨年一月の名護市民投票の勝利をたたかい取り、大田知事の拒否声明を引きだすことによって、日帝・橋本政権を大きく追いつめてきた。しかし橋本政権は、名護市長選挙における岸本の勝利につけ込み、あくまでも海上ヘリ基地建設を実現しようとしている。海上ヘリ基地建設を最終的に粉砕し、四月にも予定される土地収用委員会の裁決において米軍用地強制使用申請の却下をたたかい取り、基地全面撤去一日米安保体制の打倒へと前進していかねばならない。

大田知事の海上基地拒否声明

昨年一二月二一日に行われた海上ヘリ基地建設の是非を問う名護市民投票において、名護市民は日帝と賛成派による文字通り「何でもあり」の攻撃を打ち破って、明確に反対の意思を表明した。この名護市民投票の偉大な勝利は、日帝の海上ヘリ基地建設に極めて大きな打撃を与えたとともに、いまだ動搖し続け鮮明な態度を示しえなかつた大田県政にもはっきりと反対の立場に立つことを迫るものであった。

一二月六日、大田知事は海上ヘリ基地建設反対をついに正式表明した。それは、大田が反対する理由の最初に名護市民投票の結果をあげているように、まさしく名護市民を先頭とする沖縄労働者人民のたたかいによつてかち取られたものである。

知事の反対表明は、まず「本県の米軍基地は、戦後米軍による強権的な土地接収によって構築されてきたが、日本復帰後もその状況は変わらないまま、日米安保条約および日米地位協定に基づいて提供された」と歴史的経緯を述べることからはじまっている。そして「安保条約にも全く書いてない。昭和四六年、国会で『非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議』があつたにもかかわらず、その後、現在でも狭隘な



市長選の結果が意味するもの

さてこのような中で、二月八日に名護市長選挙が行われた。この市長選挙は、一二月二一日の市民投票において反対派が勝利したにもかかわらず、比嘉市長（当時）が、同月二四日に橋本に海上ヘリ基地建設受け入れを表明し、そのまま辞任逃亡してしまったために行われたものであ

海上ヘリ基地建設を粉碎せよ 強制使用却下裁決を闘い取れ

不安を抱いている」と述べている。

また、SACO最終報告について

「これらの施設への返還のほとんどが

県内の既存施設への移設を前提にし

てのことから、移設先の自治体や

住民を中心に強い反発がある」と沖

縄の現状を指摘している。そして

「以上のような状況を踏まえ、さま

ざまな角度から慎重に検討した結果

は①名護市における市民投票の結

果、反対する住民が多数を占めた、

②九六年、沖縄県議会で「普天間飛

行場の前面返還を促進し、基地機能

強化につながる県内移設に反対する

決議」が全会一致でなされている、

③県内の主な各種諸団体（八四団体）

の意見聴取、反対の意見が多数を

占めた、④基地建設にともなう自然

環境への影響が強く危ぐられる、⑤

「平和」「共生」「自立」を根幹にす

えて「基地のない平和な沖縄」を実

現するという県政運営の basic 理念に

県民の意思は合致する、との五点を

あげている。

名護市民投票の勝利と、それに続いての公有水面使用の許認可権を持つ知事のこの反対表明は、日帝の海上ヘリ基地建設策動をとことん追いつめる位置を持っている。そしてそのことは、「基地のたらいまわし」による沖縄基地の再編・強化という、日帝のSACO最終合意の破綻へ

知事の反対表明に対するこのよう

な日帝の対応は、もちろん日帝に由るSACO最終報告が破綻させられることに対する焦りからきている。

しかし、この一連の対応ほど日帝が普天間基地の返還は凍結だ」といたけだかな恫喝（どうかつ）も加えて

具体的には、今国会開会のため政

府内で準備が進められていた沖縄振興開発特別措置法改正案の上程準備を「報復措置」として棚上げするこ

とが、知事声明の翌日、七日に自民

党で決定された。また、すでに予算措置された特別振興対策調整費の執

行停止も言われた。同時に、「県が海上ヘリ基地建設に反対するなら、普天間基地の返還は凍結だ」といたけだかな恫喝（どうかつ）も加えて

具体的には、今国会開会のため政

府内で準備が進められていた沖縄振

興開発特別措置法改正案の上程準備を「報復措置」として棚上げするこ

とが、知事声明の翌日、七日に自民

党で決定された。また、すでに予算

措置された特別振興対策調整費の執

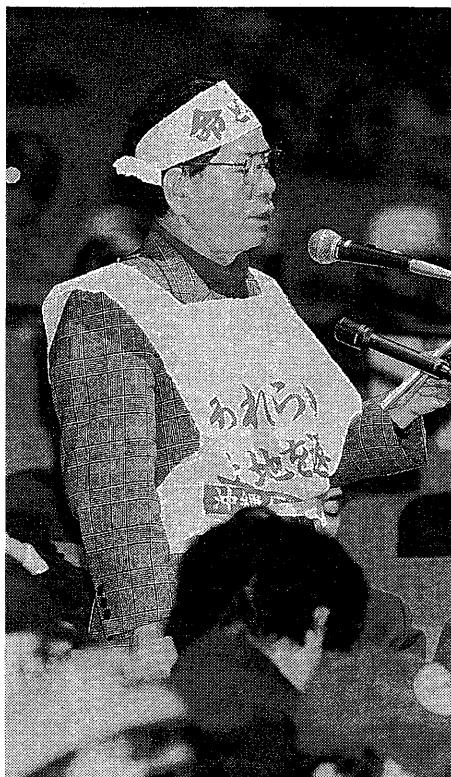
行停止も言われた。同時に、「県が

る。したがって、言うまでもなく市長選挙の最大焦点は、比嘉の受け入れ表明を認めるのか否か、すなわち海上へり基地建設を認めるのか否かにあった。

開票結果は、反対派の玉城候補が一万五一〇三票、賛成派が推した岸本が一万六一五三票となり、きわめて残念ながら一五〇票差で玉城候補は破れた。ちなみに投票率は八二・三五%で、昨年末の市民投票とほぼ同率であった。

市民投票では、政府は文字通りの当事者として全面的に賛成派のテコ入れをし、賛成派は公職選挙法の適用外ということから、買収や供應、企業ぐるみでの強制的な不在者投票など、ありとあらゆることを行った。それでも反対派に勝てなかつたことから、市長選挙での岸本の勝利などということは、そのままで想定できることではなかつた。岸本自身、当選直後のインタビューで、「当選するとはまったく思つてもいなかつた。敗戦の弁しか準備してなかつた」と言つてはいる。

では、なぜこのような反対派が敗北するという選挙結果になつたのか。その最大の要因は、岸本が海上へり基地建設の是非を焦点にしては絶対に勝てないことから、徹底的にそれを焦点から外そぞとしたことにある。そのために岸本はきわめてペテン的な選挙戦略をもつて選挙戦に臨んだ。すなわち、「海上へり基地建設は国と県との問題であり、私はこの問題ではなく、この先四年間、長選挙は海上へり基地建設の是非を問うものではなく、この二日前に、大田が海上へり基地の選挙運動を行つたのである。投票日受け入れ拒否を表明した時も、岸本は「知事が反対の判断をしたのなら、私はその判断に従う」などと述べたのだ。すなわち岸本は、知事の反対表明をもつて、あたかも自身も反対の立場を取るかのような一大ペテンを打つた。そして、選挙で残る焦点は経済振興の問題であると訴えたのである。したがつて、岸本への投票者の中には、海上へり基地建設に反対だが、同時に経済振興も必要だとする者も含まれている。市民投票で



強制使用却下裁決を聞いた取り

へり基地建設反対に投票し、市長選挙では岸本に流れた票とは、そういう内容のものである。すなわち岸本の勝利とは、名護市民が海上へり基地建設に賛成したこと意味しているのではない。

さらにこの選挙結果につながつたもうひとつ要因としては、知事の反対表明に対する投票日前日の政府の感情的な罵倒と、「経済制裁」などの対応のすさまじさがある。日本政府に経済的に干しあげられるという恐怖感を実感せざるをえなかつた者が、岸本への投票を加速したことは間違いない。

さて、この選挙結果に対して、海上へり基地建設で完全な手づまりになつた日帝は、一縷(いちら)の望みができたばかりの見苦しいほどには、二日前に報復として棚上げしたばかりの沖縄法改正案の上程手続きを、いわば岸本勝利への祝儀として直ちに再開することを決議した。さらに、この間知事の首相面会要請(海上へり基地建設拒否を伝えるため)をはねつけ続けていた、岸本との面会日程調整をすると表明した。

だが、岸本は海上へり基地建設について「知事の判断に従う」と表明してきたのであって、決して受け入れを表明して当選したのではない。日帝のはしゃぎぶりに対しても、私は賛成派ではなく、政府に誤解がある」と述べている。しかし、賛成派に推されて出てきた岸本がいざ受け入れの立場に転ぶことは目に見えており、彼の言動は決して信ずるに値するものではない。

実際、当選後では「今のところ、知事の判断に従う」などと、選挙中にはなかつ「今のところ」なる言葉が岸本のコメントには入るようになつた。

米軍用地特措法による強制使用手続きの一環であり、その最大攻防焦点としてある県収用委員会が開催する公開審理が、一月二九日の第一回公開審理で結審した。後は、知花昌一さんの土地の不法占拠に対しても、日帝が勝手に決めた「補償金」について、三月一七日に行われる公開審理を残しているだけである。県収用委は、四月ないし五月には裁決を下すものとみられている。

米軍用地特措法による強制使用攻撃は、沖縄では今回が四回目である。しかし今回のこれに対するたたかいは、いくつかの点において過去三回とは異なるものとなつた。その第一回は、九五年の少女暴行事件を引き金に爆発した沖縄人民の反基地闘争と、強制使用阻止闘争が、一体のものとして結合したことである。この中で、大田知事が強制使用手続きの一環である代理署名を拒否するという事態がたたかい取られた。第一に、この辺通信所の知花昌一さんの土地について、九六年四月一日以降、日帝を不法占拠状態へと追いつめ、安保に風穴を開けるたたかいを実現したこ

とである。第三に、九七年五月一日以降、三〇〇〇〇人の反戦地主・一坪反戦地主の土地についても不法占拠状態が不可避なところへと日帝を追いつめたことである。これに対し、日帝は有事法制の先取りというべき米軍用地特措法の改悪をもつて、日帝が勝手に決めた「補償金」について、九七年二月二一日の第一回公開審理闘争への韓国反基地運動活動家四三人の合流・共闘をはじめとして、公開審理闘争が一貫してアジア人民との連帯を強く意識したものとしてたたかい抜かれたことである。第五に、これまでの公開審理闘争が内容抜きのまま、一方的に打ち切られてきたことに比して、今回の公開審理闘争では、総論的な意見表明から、各基地ごとの具体的な暴露と日米帝批判、総括意見陳述までを完全にかち取つたことである。

このような大きな成果をかち取りつつ、反戦地主を先頭にした沖縄人民は強制使用阻止闘争を勝利的に貫徹してきた。われわれはこの三年間の強制使用阻止闘争の成果の一切を、四~五月に予定される県収用委の裁決において、強制使用申請却下裁決をたたかい取ることへと結実させなければならない。なお、今回の公開審理闘争の報告集「くさてい」の四月頃の発刊が、違憲共闘によつて準備されている。一回にわたつた公開審理では、約九〇人ほどの人々が、さまざまに切り口から基地や安保の暴露と批判を展開した。その記録としての報告集はきわめて貴重な資料となるであろう。全国の皆さんに一読を推薦する。

さる一月三日、日帝・橋本政権は韓国政府に対し、一方的に日韓漁業協定の破棄を通告した。この日帝の措置は、韓国人民の激しい怒りを呼び起こしている。われわれは日帝の露骨な帝国主義的覇権外交を批判し、これを通じた排外主義煽動を許さず、日韓人民の国際連帯と反帝共同闘争の前進のためにたたかう。

日帝による霸権外交

日韓両政府は、現行の日韓漁業協定を、九四年に発効した国連海洋法条約に沿った内容へ切り換えるための外交交渉を行ってきた。九六年五月に始められたこの改定交渉の過程で、日帝は歴史的経緯を踏まえれば明らかに韓国領である独島（日本名「竹島」）の領有権を主張してきた。このために改定交渉は遅れてきたが、いったん領有権問題を「棚上げ」して、独島周辺を日韓双方の漁船がこれまで通り操業できる「暫定水域」とすることで、南北が合意され、交渉は最終的な譲歩案に対し、日本側は暫定水域をより狭め日本の管理水域域の広さをめぐって両国の主張は対立した。韓国側の「東経一三六度と両国の沿岸から三五カイリ」という最終的な譲歩案に対し、日本側は

新たな交渉を進めることが今回の日帝の破棄通告の直接の理由である。それは同時に韓国の政権移行期をついて、金大中新政権を自らの従属下へと組み敷いていこうとする策動の一環である。このような日帝の露骨な帝国主義的覇権外交が断固として批判されなければならない。

排外主義宣伝許すな

現行の日韓漁業協定は、沿岸から一二カイリを漁業専管水域とし、操業違反については漁船の籍がある国に取締り権を与える「旗國主義」をとってきた。この協定が結ばれた一九六五年当時、韓国は沿岸漁業が中心であり、一方ですでに高い近洋・遠洋漁業技術を整備した日本漁船による韓国・中国周辺での操業が盛んに行われていた。専管水域を狭めることや「旗國主義」は日帝にとって有利な条件となるものであり、日帝は日韓基本条約の締結による経済援助を取り引き材料として、これらの内容を協定に盛り込んだのである。それ以降三〇年近くにわたって、韓国に取り締まり権がないことについてこんで、日本漁船による韓国周辺での乱獲が続けられてきた。しかし最

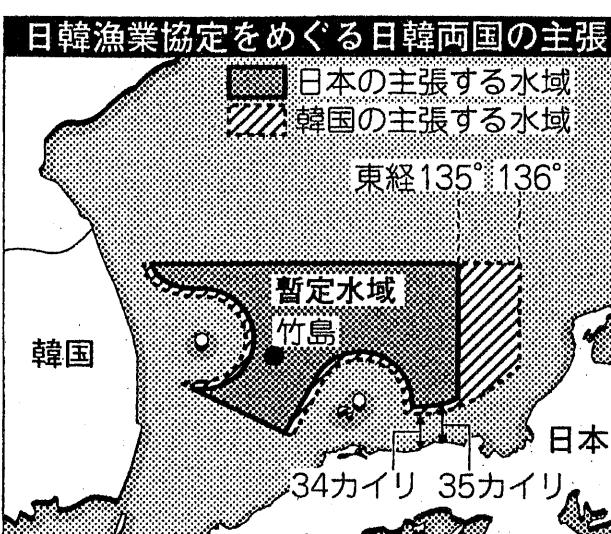
してきたのである。日帝は日本周辺での「韓國漁船の違法操業を取り締まることが必要」といった排外主義的宣伝を行っている。しかしそもそも韓国への新植民地主義支配を背景にして、長年にわたって韓国周辺海域で乱獲を繰り返してきたのは日帝の側なのである。

韓国人民との連帯を

漁業協定の一方的な破棄通告といふ日帝の措置に対し、韓国側は「日本の無理な要求を韓国が受け入れないという理由で一方的な措置をとったことは、隣国として非友好的な行動」（韓国外務省）と非難し、日本近海での操業の自主規制を中断するなどの対抗措置をとっている。また漁民団体をはじめとして、権永

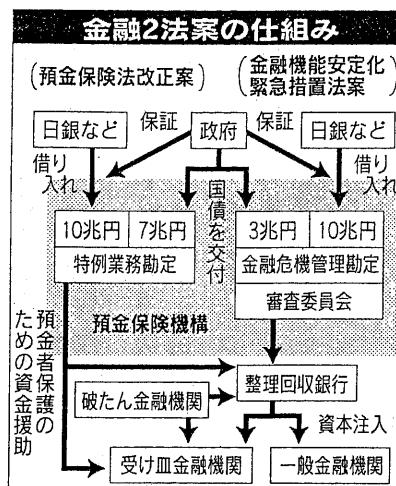
は竹島の領有権問題」と述べた。こうした排外主義・国益煽動は、有事体制の構築に向けた攻撃と結びついてますます強まっていく。われわれはそれとたたかい、プロレタリア国際主義の立場にたちきり、韓国人民の反日（帝）闘争に連帶していくかなくてはならない。そして日本の労働者人民を自国帝王主義との闘争にこそ立ち上がりさせていかなくてはならない。日帝の独島略奪に向けた策動を粉碎し、日帝の朝鮮半島への侵略反革命戦争出動を準備する有事立法制定を阻止しよう。われわれはAWC運動を推進しつつ、そのために全力でたたかう。韓国人民のたたかいに連帯し、日韓の労働者人民の反帝共同闘争の前進をかちとろう。

吉民主労総委員長の選挙闘争の母体となつた国民勝利三や太平洋戦争犠牲者遺族会など在野民主団体も一斉に抗議声明を発表し、日本大使館への抗議行動などを実行している。在野民主団体は金大中新政権に対して、漁業問題にとどまらない日本に対する「多角的な対抗措置」をとることを要求している。韓国人民の怒りはまったく正当である。今回の日帝の



日本大使館前で抗議する韓国の市民団体（1月24日）





橋本政権は、九八年度予算案に三〇兆円の銀行支援策を盛り込み、統一の銀行支援策に関する「預金保険法改正法案」と「金融機能安定化緊急措置法案」という「金融二法案」を国会に提出した。三〇兆円の国民負担という度はずれた法案にもかかわらず、自民党など与党三党は、二月七日未明の衆議院本会議で採決、一二日の参議院財政・金融委員会で可決、一六日の参議院本会議で採決という恐るべきスピードで法案成立を強行した。橋本政権は、この銀行支援策の必要性について、北海道拓殖銀行、山一證券など相次ぐ巨大金融機関の破綻に対し、預金者保護などが現行の預金保険機構の財源では追いつかないと説明してきた。「法案の柱とは、次のようなものである。

「預金保険法改正案」とは、「預金の全額保

護」を理由に、現在の信用組合の破綻処理だけでなく、銀行などの一般金融機関全体の破綻処理などを対象にして、一七兆円の税金を投入するものである。「金融機能安定化緊急措置法案」とは、「金融危機の際の対応」(同上)のために、金融機関の自己資本を税金で充実させ(預金保険機関による金融機関の優先株・劣後債の購入)、大銀行の体力をさらに増強させるために一三兆円の税金を投入するものである。これらの裏打ちとして、一〇兆円の国債の預金保険機構への交付と二〇兆円の政府保証が必要であるとされている。国債は、政府保有のNTT株などを財源にあり、預金保険機構が求めればいつでも現金化できるものとされており、政府保証も、日銀からの借り入れであれ市場調達のための政府保証債発行であれ、こげつけば連帯保証人の政府が支払うものである。

われわれはまず、「預金者保護」という名目で金融機関の支援に三〇兆円の税金を投入することがいかに不当なことであり、労働者をあざむくものであるのかを徹底して暴露しなければならない。

第一に、預金者保護は銀行業界の当然の社会的義務であり、自己責任での処理がなされなければならないことである。戦前の金融恐慌の経験から、「預金者を保護するとともに信用秩序の維持に資する」(預金保険機構設立趣旨)ことをめざし、各銀行が資金(保険料)を出し合って、破綻した銀行などに代わって預金者に預金の払戻しをする預金保険制度が作られている(七年機構設立)。そして、「金融機関は総体として(不良債権を償却する)充分な財源を持っている」(大蔵省・山口銀行局長)のであり、大銀行・全国銀行ほど利益に対する保険料負担率が低くなっているというのが現実である。

「預金者保護」だというなら、そのためには金融機関が積み立てている預金保険機構の保険料をあらば保険料をひきあげて銀行の共同責任で対処するというのが筋である。金融機関の破綻に何の責任もない労働者人民に、破綻処理のための負担を要求する理由はまったくない。

第一に、金融機関の破綻をおしあげた責任は、政府・自民党や大蔵官僚にあるのであり、何の

☆ 強行採決弾劾

昨年、住専処理での六八五〇億円の税金投入への激しい批判に対し、橋本首相は「税金を使うのはこれが最後」と表明し、大蔵省もまた「金融機関の破綻処理は、原則として、金融システム内の負担により対応すべきもの」という態度をとった。その舌の根も乾かぬ内に、橋本税金の投入による銀行への巨大な支援策を実行しようとしている。われわれは、この暴挙を厳しく弾劾する。

金融機関への公的資

☆ 強化もくろむ

護」を理由に、現在の信用組合の破綻処理だけでなく、銀行などの一般金融機関全体の破綻処理などを対象にして、一七兆円の税金を投入するものである。「金融機能安定化緊急措置法案」とは、「金融危機の際の対応」(同上)のために、金融機関の自己資本を税金で充実させ(預金保険機関による金融機関の優先株・劣後債の購入)、大銀行の体力をさらに増強させるために一三兆円の税金を投入するものである。これらの裏打ちとして、一〇兆円の国債の預金保険機構への交付と二〇兆円の政府保証が必要であるとされている。国債は、政府保有のNTT株などを財源にあり、預金保険機構が求めればいつでも現金化できるものとされており、政府保証も、日銀からの借り入れであれ市場調達のための政府保証債発行であれ、こげつけば連帯保証人の政府が支払うものである。

このような銀行支援策のごまかしは、誰の目にも明らかである。にもかかわらず日帝・橋本政権は、三〇兆円の税金投入を何が何でも強行しようとしている。その理由は、この「預金者保護」という大義名分を掲げた銀行支援策の真の目的が、「金融改革(日本版ビッグバン)」を控えて、大銀行の国際競争力を増強することにあるからなのだ。大蔵省は国会審議において、「大手銀行は、国際競争力の競争が待っている。ここにあまり大きい負担をかけた場合、わが国の金融機関がみんな、だめになってしまう」(一月一九日山口銀行局長)と言ふ放ち、「都市銀行・長期信用銀行・信託銀行一九行のうち半数の銀行の優先株購入に一〇兆円投入すれば、現在平均約九%の自己資本比率が一三%前後にあがり、欧米の優良銀行並みになる」とその本音を公然と述べている。

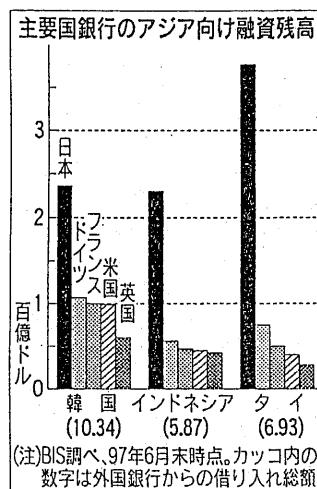
この三〇兆円税金投入の背景は、現在の帝国主義間抗争の激化、とりわけアジア経済危機をめぐる日米欧金融資本間の抗争にある。アジアに強力な権益圏を築いてきた日帝が、深まるアジア経済危機から受けける影響はきわめ

責任もない労働者にツケをまわす税金の投入は絶対に許されないことである。銀行法第二十五条にもとづき、大蔵省は乱脈融資や不正融資などがないように、銀行局長や証券局長による検査・監督を実施する。この間、拓銀はじめ一連の金融機関の破綻について、大蔵省の金融検査官汚職が重大な役割を果していることが明らかになってきた。拓銀においては、金融検査官が不良債権隠しに手を貸し、本来なら除外すべき違法融資分まで加えた不良債権の無税償却のお墨付きを与え、法人税の脱税工作に加担するなど、粉飾検査を行ってきた。拓銀同様、全国銀行協会連合会の前会長行・三和銀行も、問題の收賄検査官から不良債権の無税償却で便宜をうけた疑いがある。総会屋・小池隆一被告への融資をもみ消してもらっていた第一勧業銀行の場合は、総会屋への不正利益供与事件の公判で、検査逃れの常習犯(検査日程もらし、検査官「逆指名」など)であることが明らかとなつた。また自主廃業に追い込まれた山一證券は、その不法な簿外債務問題(飛ばし)が大蔵省証券局長の指導によるものであつた疑いが濃厚となつた。不正の限りをつくした銀行と贈賄で抱き込まれた大蔵省官僚の癒着(ゆぢやく)が金融機関の破綻をおし広げ、巨額の献金(九六年に約七億円)を銀行からもらつた自民党政権が、そのツケを労働者にまわそうとしているのが本当の経過なのである。

て大きい。タイに始まり韓国、インドネシアへと波及してきたアジア各国の経済危機に対し、日帝ブルジョアジーはきわめて大きな危機感を抱いてきた。というのは八五年のプラザ合意による円高以降、日本企業は自動車・家電などを軸にアジア各国での多国籍展開に入り、莫大な権益圏を作り上げてきたからである。タイ日本人商工会議所の試算によると、九五年、タイの全輸出額のうち二一・八%は日系企業によるものである。それは、増え続けるアジアから米国への輸出が、姿を変えた日本の貿易黒字という側面をもってきただけだ。アジア経済危機は、アジア各国に生産拠点を移転することで、その根幹を揺るがす事態となってきた。そればかりではなく、アジア経済危機は日本国内での生産にも大きな打撃を与えていた。経済協力機構(OECD)の試算によると、アジア経済危機によって、九八年の日本の国内総生産(GDP)は一・四%押し下げられる。米国〇・七%、EU〇・八%という減速効果に比べ、影響度は倍近い。

このアジア経済危機の発生に際し、日帝ブルジョアジーはASEAN諸国などと連携した基金融構想(アジア版IMFの設立)をたて、日帝のアジアへの支配権をより強化する方向で危機を回避しようとした。しかし、IMF(国際通貨基金)への圧倒的な支配権を持つ米帝はこれに反対し、アジア経済危機への国際的な対応はIMFをおし立てる米帝のヘゲモニーの下に推進されてきた。米帝は自らのヘゲモニーのもとでのアジア経済危機への対応策について日帝に責任の分担を強く要求し、国際金融資本や投資家もまたこれまでアジアで莫大な権益を確保してきた日帝がアジア通貨危機のリスクを負うよう要求している。米帝・クリントンは、「アジア危機の收拾のためには、日本経済がしっかりと必要がある」と橋本との電話会談(一月三日)で主張し、ルービン米財務長官は「弱い日本」がアジア危機の源との認識を示した(月末)。スイスのダボスで二月三日まで開かれた世界経済フォーラムでは、「危機対応が鈍い」と日帝に批判が集中した。さらに韓国やインドネシアの危機に対し、米帝は「経済と安全保障は不可分」(コーエン米国防長官)と事態を深刻視し、米帝の主導下でアジアに対する日帝の政治的軍事的関与の強化を求める圧力が高まっている。

このような中で、アジア経済危機への対応のヘゲモニーを米帝に奪われ、欧米の金融資本と比べてまだ競争力の脆弱な日本の金融資本は、欧米の金融資本との食うか食われるかの抗争で苦戦を強いられ、危機を深めつづける。アジア経済危機に乗じての欧米金融資本のアジアでの巻き返しと日本の金融資本の地盤沈下は、まさに日帝の危機へと直結するものである。タイな



ど経済危機に陥ったなどのアジア諸国に対しても、日本の金融資本(邦銀)はなお最大の貸出高を持っている。しかし、国内における不良債権問題などが足かせになり、「邦銀の増資参加に期待しているのに動きが鈍い」(タイのサイアム・シティ銀行首脳)と嘆かれるような事態に陥っている。その背景には、国際的な自己資本比率基準を満たすために、アジアでも邦銀が融資の制限と資産の圧縮を迫られていることがあり、大手一九行だけで九八年三月期に、八兆円近くの不良債権の償却が予定されており、追加償却はできるだけ回避したい状況にある。「不良債権化の恐れがある現地企業向け融資は、できな中で、米シティバンクがタイのファースト・バンコク・シティバンクの買収交渉に乗り出し、韓国でも第一銀行やソウル銀行などの買収に食指を動かしている。仮想のインドネシアズ・W.I.C.・セキュリティーズは、タイのユニオン・セキュリティーズの株式を四九%取得することを決定した。アジア危機をめぐって、しのぎを削る争奪戦が日帝の権益を脅かしながら進んでいる。

帝国主義間抗争の中での日本資本の脆弱性は、日帝ブルジョアジー自身が知るところであり、金融面では二〇〇一年の日本版ビッグバン構想を打ち出し、今年四月にも「早期是正措置」が実施されることになっていた。「早期是正措置」とは、国際業務を行う銀行は八%以上、国内業務に専念する銀行には四%以上の自己資本比率を義務づけ、それを達成できない銀行は、最悪の場合業務停止させるというものである。この狙いは、弱小金融資本を淘汰し、国際競争力をを持つ金融資本の寡占化・巨大独占資本化を促進することにある。生き残りをかけた銀行が、自己資本比率をあげるために貸出金の圧縮(貸し済り・貸出金回収)に走っているが、大手一九行のうち半数が残ればよいとされている。三〇兆円銀行支援策は、このような局面にある金融資本へのカンフル剤であり、金融資本全体に負担をかけないように競争力の弱い銀行をつぶし、これらを再編・吸収して巨大独占資本化を進めているようにしようとするものである。そのため巨額の税金の投入をもって、破綻する銀行の処理を行い、体力のある銀行に対しても優先株(配当や配分に優先権があるが株主総

会での議決権なし)や劣後債(返済順位が低く、金融機関では広義の自己資本に算入される)を買い取り、自己資本比率を高めていこうとしているのである。

ともに反撃を

これらの理由から日帝・橋本政権は、銀行の三月期決算に間に合うようになりふり構わず三〇兆円銀行支援二法案を成立させなければならなかつたのである。

しかし、労働者人民は銀行の経営破綻に何の責任もない。贈殉で抱き込まれた政府・大蔵官僚とその庇護の下で不正・無法をつくしてきた金融資本・大銀行の経営破綻のツケ回しを絶対に許すことはできない。「泥棒に追い銭」とも言うべき三〇兆円の税金投入をやめさせ、銀行の共同責任で、預金保険機構の保険料を引き上げても破綻に対処させなければならない。

さらに弱小金融資本の淘汰・巨大金融独占資本の形成のために、労働者人民が負担を強いられる理由などどこにもない。日帝・橋本政権は世界的規模でますます激しくなる巨大独占資本間の競争に勝ち抜くために、消費税増税、福祉切り捨て・医療保険制度改悪、規制緩和・行財政改革、法人税減税などの「構造改革路線」を推進してきた。この下で、労働者の権利が次々と奪われ、生活苦と将来への不安がますます労働者に襲いかかっている。昨年の消費税増税・医療保険制度改悪などの九兆円にのぼる労働者負担増につづいて、ますます労働者に負担を強いる三〇兆円銀行支援策に反対し、日帝・橋本政権への総抵抗戦をさらに推進していくねばならない。

そして、アジア人民の生活破壊・権利破壊をおし進める国際金融資本、とりわけその一角を担う日帝資本の支配と攻撃に對して、アジア人民とともに反撃を組織していかねばならない。

三〇兆円税金投入という日本労働者人民の犠牲により強化する日本の金融独占資本は、欧米の金融資本と競いあってアジア各国人民の生活破壊の立役者となっていく。韓国においては、不採算企業や金融機関の整理縮小、整理解雇制導入、敵対的M&A(吸収合併)の容認など、帝国主義列強の巨大金融資本・多国籍企業による韓国侵出の門戸が大きく広げられようとしている。インドネシアでは、燃料製品への輸入補助金削減など緊縮政策の実施が労働者人民の生活を直撃し、食料品の価格高騰を原因に各地で暴動が発生する事態となっている。立ちあがるアジア人民と帝国主義との対立は不可避である。アジア人民に連帯し、日帝のアジア侵略反革命を許さないたたかいに全力で決起しよう。